

第2次丹波市総合計画の後期基本計画(案)に関するパブリックコメントの結果について

協議資料 1

パブリックコメントの実施状況

(1) 意見の募集期間

令和元年10月7日(月)～令和元年11月5日(火)

(2) 意見の応募者数及び件数

応募者数 2名 件数 2件(うち、1名公表なし。)

No.	該当頁	意見・提案の内容	市の考え方
1	61頁、62頁 まちづくりの目標2 誰もが住みたい快適生活のまち 施策目標2-6 【生活排水】 生活排水施設を適切に管理し、 清らかな水環境を守ろう	<p>1. 第2次丹波市総合計画の後期基本計画(案)の61Pですが、「1. 現状と課題」の10行目、「合併処理浄化槽処理区域では浄化槽管理組合との連携により・・・」とありますが、丹波市浄化槽管理組合は「浄化槽推進区域」の浄化槽の保守点検を行っています。このことは、丹波市のHPで「浄化槽推進区域内の浄化槽の保守点検業者一覧表」に丹波市浄化槽管理組合が記載してあるとおりです。丹波市浄化槽管理組合が保守点検を行っているのは「浄化槽推進区域の浄化槽」で「合併処理浄化槽処理区域」ではないと思うのですがどうでしょうか。</p> <p>2. 「1. 現状と課題」の10行目では「浄化槽管理組合」となっていますが、62P「5施設の展開(4)「浄化槽管理組合」の活動支援」の項ですが、ここでは「浄化槽管理組合」となっています。その2行目では「管理組合」に補助を・・・となっています。「浄化槽管理組合」、「管理組合」と2通りの表記があります。それが、「丹波市浄化槽管理組合」を示されているのなら、「丹波市浄化槽管理組合」と正式名称を記載すべきではないでしょうか。</p> <p>3. 61P、62P全般に「合併処理浄化槽」と表記してありますが、浄化槽の定義については、平成12年6月の浄化槽法改正により、「合併処理浄化槽のみを浄化槽と定義した・・・」となっています。そのため、「合併処理浄化槽」の表記は「浄化槽」表記に直す方がいいのではないのでしょうか。</p> <p>以上3点ご一考下さい。</p>	<p>浄化槽法に基づき、適切な表現に改めます。</p> <p>1. 浄化槽区域の表現については、ご意見の通り、「浄化槽推進区域」と表現することとします。</p> <p>2. ご意見の通り、組合名称については正式名称である「丹波市浄化槽管理組合」と表現することとします。また、丹波市浄化槽管理組合と連携して浄化槽推進区域の合併処理浄化槽の推進をはかります。</p> <p>3. 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定する浄化槽であるため、ご意見の通り、「浄化槽」と表現します。</p>